

第4回菊池地域医療構想検討専門部会 次 第

日 時：平成28年12月14日（水）19：00～

場 所：菊池総合庁舎（県北広域本部）別館2階大会議室

開 会

議 事

- 1 第3回各地域医療構想検討専門部会の結果について
【資料1】
- 2 熊本県地域医療構想（原案）について
【資料2】
- 3 その他

閉 会

第4回菊池地域医療構想検討専門部会 出席者名簿

平成28年12月14日(水)
19:00～20:30

< 構成員 >

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	出席	代理出席
1	あらき よしゆき 荒木 義行	合志市長	代理	澤田 勝矢 健康づくり推進課長
2	いまいり いほ 家人 勲	大津町長	代理	本郷 邦之 住民福祉部長
3	いけだ よういちろう 池田 洋一郎	熊本県菊池保健所長	出席	
4	いわくら ゆういちろう 岩倉 雄一郎	一般社団法人菊池郡市医師会 会長	出席	
5	えがしらみのる 江頭 実	菊池市長	代理	木原 雄二 健康福祉部長
6	かわぐち ひでとし 川口 英敏	病院代表 (川口病院 院長)	出席	
7	まむら たけみ 木村 武実	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (独立行政法人国立病院機構菊池病院 院長)	出席	
8	ごとう みつお 後藤 三雄	菊陽町長	代理	佐藤 清孝 福祉生活部長
9	さいとう ていこ 齋藤 禎子	熊本県老人福祉施設協議会代表 (泗水苑 施設長)	欠席	
10	たなか ともみ 田中 素美	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表 (おおつかの郷 施設長)	欠席	
11	たるみ こういち 樽美 光一	診療所代表 (樽美外科整形外科医院 院長)	出席	
12	にしもと みつひろ 西本 光宏	一般社団法人菊池郡市薬剤師会 会長	出席	
13	のだ きりこ 野田 小百合	公益社団法人熊本県看護協会菊池支部 菊池・阿蘇地区理事	出席	
14	のぶあか ゆきひこ 信岡 幸彦	一般社団法人 菊池郡市医師会 副会長(地域医療構想担当)	出席	
15	ばば たかし 馬場 太果志	慢性期機能を担う医療機関代表 (東熊本第二病院 院長)	出席	
16	まえだ ひろき 前田 浩規	熊本県保険者協議会代表 (菊池市健康推進課長)	出席	
17	みやもと ひろみつ 宮本 浩光	在宅医療を担う医療機関代表 (宮本内科クリニック 院長)	欠席	
18	めいじゅ せいいち 明受 清一	一般社団法人菊池郡市歯科医師会 専務理事	出席	
19	よなむら けんすけ 米村 憲輔	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 院長	出席	

以上16名出席(うち代理4名)

< 事務局:熊本県菊池保健所 >

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
田上 雄二	熊本県菊池保健所次長(総務企画課 課長)	戸上 恭司	熊本県菊池保健所総務企画課 主幹
今村 豊三	熊本県菊池保健所福祉課 課長	高岡 成佳	熊本県菊池保健所福祉課 主幹
葉山 清春	熊本県菊池保健所衛生環境課 課長	原 麻梨子	熊本県菊池保健所総務企画課 主事
小林 眞理子	熊本県菊池保健所保健予防課 課長		

< 熊本県健康福祉部長寿社会局・健康局 >

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
西村 徹	熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課 主幹	阿南 周造	熊本県健康福祉部健康局医療政策課 課長補佐
高島 幸一	熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課 課長補佐	村上 友彦	熊本県健康福祉部健康局医療政策課 主幹

以上4名全員出席

第4回菊池地域医療構想検討専門部会 席表

H28.12.14 熊本県菊池総合庁舎別館2階 大会議室

(:マイク)

スクリーン

構成員本人のアイウエオ順

池田 洋一郎 構成員 (副会長) 岩倉 雄一郎 構成員 (会長)

オブザーバー・随員席	西本 光宏 構成員				荒木 義行 構成員 (澤田 勝矢 健康づくり推進課長)	傍聴席
	野田 小百合 構成員				家入 勲 構成員 (本郷 邦之 住民福祉部長)	
	信岡 幸彦 構成員				○江頭 実 構成員 (木原 雄二 健康福祉部長)	
	馬場 太果志 構成員				川口 英敏 構成員	
	前田 浩規 構成員				木村 武実 構成員	
	明受 清一 構成員				後藤 三雄 構成員 (佐藤 清孝 福祉生活部長)	
	米村 憲輔 構成員				樽美 光一 構成員	
報道席						

事務局(熊本県菊池保健所) (県長寿社会局・健康局)

受付		高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課、医療政策課
----	--	----------------------------

<入口>

原 田上	阿南 村上	高島 西村

戸上 小林 高岡 今村 葉山

菊池地域医療構想検討専門部会設置要領

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の策定のため、熊本県保健医療推進協議会設置要項第9条の規定に基づき、菊池地域保健医療推進協議会に菊池地域医療構想検討専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、菊池地域に係る地域医療構想の策定に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。）に関する事項
- (2) 将来の医療需要（推計入院患者数）に関する事項
- (3) 将来の医療供給（医療提供体制）に関する事項
- (4) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策に関する事項
- (5) その他の菊池地域に係る地域医療構想の策定等に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

2 構成員の任期は、承諾の日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

3 会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 部会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 会長は、部会における意見をまとめて、菊池地域保健医療推進協議会に報告する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、熊本県菊池保健所総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が構成員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年6月8日から施行する。